

2. 厚生年金になると何が変わるのか

厚生年金と共済年金は、遺族年金の転給制度など制度間の差異がありますが、一元化後は基本的に厚生年金に揃えることで差異を解消します。

◎保険料率は将来、厚生年金と同率になります

平成 27 年 10 月現在、厚生年金の保険料率は 17.828%、共済年金の保険料率は 17.278%ですが、いずれも毎年 0.354%ずつ引き上げられており、平成 30 年 9 月には厚生年金と同じ 18.3%に統一されます。

◎算定基礎が手当率制から標準報酬制になります

保険料及び給付額の算定基礎は、現在の手当率制から標準報酬制へ移行します。現在は毎月の給料を基準に一定の率を掛けて計算する「手当率制」ですが、一元化後は民間企業等と同様に、通勤手当等の諸手当を含めて計算する「標準報酬制」に移行します。

◎被用者の年齢制限が設けられます

共済年金には被用者の年齢制限がないため、共済組合員である限り何歳になっても掛金を払い続けることができます。しかし厚生年金は 70 歳までしか掛金を払うことができません。具体的には自治体の長や 70 歳を超えてなお組合員として勤務されている医師等が対象となります。

◎在職支給停止の限度額が引き下げられます

共済年金では、退職共済年金の受給者が共済組合員（再任用フルタイムなど）となった場合は、賃金＋年金が 28 万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止します。また、退職共済年金の受給者が厚生年金被保険者（再任用短時間など）等となった場合、共済年金では賃金＋年金が 47 万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止します。

一元化後は、老齢厚生年金受給者が厚生年金被保険者となった場合、65 歳までは賃金＋年金が 28 万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止、65 歳以上は、賃金＋年金が 47 万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止となります。

◎在職中でも障害年金が支給されるようになります

共済年金では、障害共済年金の受給権者となっても、共済組合員として在職している間は支給が停止されます。しかし、厚生年金にはこのような制度はないため、在職中であっても障害年金が支給されます。（ただし、職域年金相当部分は停止されます。）

◎遺族年金の転給が廃止されます

遺族共済年金には、先順位者が失権した場合、次の順位者に遺族年金の受給権が移る「転給」という制度があります。例えば、遺族年金受給中の子どものいない妻が死亡したときなどは、その遺族年金が父母等に支給されます。

厚生年金にはこうした「転給」の制度がないため、先順位者が失権しても、次の順位以下の者には遺族年金は支給されません。前述の例でいうと、遺族年金受給中の子どものいない妻が死亡

すると、その遺族年金は支給されなくなります。

○主な制度間の差異		
	共済年金	厚生年金
被保険者の年齢制限	○年齢制限なし	○70歳まで
老齢給付の在職支給停止	○退職共済年金受給者が共済組合員となった場合 (賃金＋年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。3階部分は支給停止 ○退職共済年金受給者が厚生年金被保険者等となった場合 (賃金＋年金)が47万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止	○老齢厚生年金受給者が厚年被保険者となった場合 ・65歳までは(賃金＋年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止 ・65歳以降は(賃金＋年金)が47万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止
障害給付の在職支給停止	○老齢給付の在職停止と同様	○在職支給停止なし
遺族年金の転給	○先順位者が失権した場合、次順位者に支給される	○先順位者が失権しても、次順位以下の者に支給されない